株主の皆様へ

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号 澁澤倉庫株式会社 取締役社長犬塚靜衛

第161期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第161期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成20年6月27日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区日本橋小網町13番7号

日本橋小網町ビル6階 会議室

(会場が変更となっておりますので、ご来場の際は、末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第161期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書 類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第161期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.shibusawa.co.jp/ir/event.html)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成19年4月1日から) 平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半はアジア経済の成長を背景とした輸出の増加、企業収益の 改善や底堅い設備投資等に支えられ、緩やかな景気回復が続きましたが、後半は、一転して米国のサブプ ライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や米国経済の減速に加え、住宅投資の減少や原油高、原材 料の価格上昇等により、減速を余儀なくされました。

物流業界におきましては、輸出入貨物の取扱いは堅調に推移し、貨物保管残高も回復基調を辿りましたが、国内貨物の荷動きは鈍く、また、さらなる物流の効率化への対応が求められるなか、価格競争は依然として激しく、加えて燃料費等コスト上昇要因の増加もあり、事業環境は厳しい状況が続きました。一方、不動産賃貸業界におきましては、都市部のオフィス・スペースの空室率は低水準で推移し、賃料相場も緩やかな上昇傾向が続くなど、市況は堅調さを維持しました。

このような事業環境のもと、中期経営計画「SUCCESS 2008」を推進中の当社グループは、物流事業におきましては、物流拠点の整備による事業拡大に向けて、昨年4月に埼玉県三郷市に三郷営業所を開設したほか、6月には愛知県小牧市の名古屋営業所A号倉庫を稼働させ、倉庫を基点とした輸配送業務の強化と流通加工業務の拡大など配送センター機能の増強を実施してまいりました。また、国際ネットワークの強化への取組として、昨年7月には蘇州駐在員事務所を開設し、国際一貫輸送や海外荷捌業務の拡大に注力してまいりました。さらに、事業基盤の拡充をはかるため、昨年6月に神戸市中央区のポートアイランドに倉庫建設用地(28,456.39㎡)の取得を実施しました。

不動産事業におきましては、「保有資産の有効活用」の一環として、一昨年10月に竣工した賃貸用マンション「ドミール菊川」が順調に稼働したことに加え、既存賃貸施設のより高付加価値な用途の開拓に注力するとともに、賃貸用オフィスビル「(仮称) 澁澤シティプレイス蛎殻町」(地上7階建、延床面積15,475.00㎡)の建設に着手いたしました。その他事業のゴルフ場の経営につきましても、引き続き集客営業の推進と運営コストの低減に注力し、健全経営の維持に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度比9億3千2百万円(1.7%)増の566億6千万円となりましたが、営業利益は、固定資産の取得一時費用、再開発資産の代替施設に係る費用、新規物流拠点に係る費用等が増加したことに加え、前連結会計年度には流動化資産の信託解除と売却に伴う不動産付帯収入が計上されていたこともあり、前連結会計年度比8億3千3百万円(31.3%)減の18億2千7百万円となり、経常利益は、投資有価証券の償還時配当金や流動化資産の出資分配金等により営業外収益が増加したため、前連結会計年度比7億6千3百万円(30.6%)増の32億5千8百万円となりました。ま

た、当期純利益につきましては、土地、建物の売却による特別利益を2億1千3百万円計上する一方、「(仮称) 澁澤シティプレイス蛎殻町」の建設着工に伴う固定資産処分損や、投資有価証券評価損等により、特別損失を合計17億2千9百万円計上したため、固定資産売却等による特別利益28億1千4百万円を計上した前連結会計年度に比べ、17億8千9百万円(64.3%)減の9億9千4百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は487億6千2百万円(前期比3.0%増)、営業利益は17億6千3百万円(前期比28.9%減)、経常利益は31億5千3百万円(前期比30.8%増)、当期純利益は8億1千4百万円(前期比40.0%減)となりました。

事業セグメント別の営業の概況および営業収益は、次のとおりでございます。

① 物流事業

倉庫業務は、一昨年6月に開設した安中営業所が通期寄与したことに加え、昨年4月に新設した三郷営業所(延床面積19,830.40㎡) や6月に竣工した名古屋営業所A号倉庫(延床面積11,998.50㎡) が稼働し、取扱量が増加したことにより、保管料、荷役料ともに増加し、営業収益は前連結会計年度比11.8%の増となりました。

港湾運送業務は、輸出入貨物の取扱い拡大に注力した結果、海貨荷捌業務が増加したことに加え、米国向け輸出鋼材など在来船に係る船内荷役業務が好調だったことにより、営業収益は前連結会計年度比7.4%の増となりました。

陸上運送業務は、倉庫拠点の増強により輸配送業務が伸長しましたが、引越業務が低調に推移したことやフェリー航送の取扱いが航路再編の影響により減少したことに加え、不採算業務の整理を行ったこともあり、営業収益は前連結会計年度比1.3%の減となりました。

国際輸送業務は、航空貨物は荷主の物流合理化の影響を受けて輸入取扱いが減少したものの、中国を中心としたアジア向け輸出貨物の取扱いが伸長したことに加え、海上貨物につきましても、日本/アジア間の国際一貫輸送や海外荷捌業務も好調に推移したこともあり、営業収益は前連結会計年度比10.9%の増となりました。

この結果、物流事業全体の営業収益は前連結会計年度比11億6千8百万円(2.4%)増の505億7千6百万円となりました。

② 不動産事業

一昨年10月に竣工した賃貸用マンション「ドミール菊川」が寄与したことに加え、用途の高度化を検討中であった一部賃貸施設も再稼働したことにより、施設の高稼働を維持しましたが、前連結会計年度にあった東京都江東区の流動化資産の処分に伴う不動産付帯収入がなくなったこともあり、営業収益は前連結会計年度比2億4百万円(3.6%)減の55億5百万円となりました。

③ その他事業

ゴルフ場運営におきましては、各種イベントやキャンペーンなどの集客営業に努めましたが、冬季降雪による営業日数減少の影響などにより、営業収益は前連結会計年度比 2 千 9 百万円(4.4%)減の 6 億 3 千 2 百万円となりました。

企業集団の事業セグメント別営業収益

		区分	ने		当期(第1 (平成19年4月 平成20年3月	161期) 月1日から 月31日まで)	前期(第) (平成18年4月 平成19年3月	1 日から	前 期 比 増 減 額 (△は減)	前 期 比 増 減 率 (△は減)
					営業収益	構成比	営業収益	構成比	(\(\alpha \) (\(\a	(\(\text{\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\exittit{\$\text{\$\exittit{\$\text{\$\exittit{\$\text{\$\text{\$\text{\$\texi}}}}\$\text{\$\text{\$\tex{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\texititt{\$\te
物	流事		業	百万円 50, 576	89. 2	百万円 49, 407	88. 6 [%]	百万円 1,168	2. 4	
不	動	産	事	業	5, 505	9. 7	5, 709	10. 2	△ 204	△ 3.6
そ	Ø	他	事	業	632	1. 1	661	1. 2	△ 29	△ 4.4
		計			56, 714	100.0	55, 778	100. 0	935	1.7
セグ	セグメント間の内部売上高又は振替高		は振替高	△ 53	_	△ 50	_	△ 2	_	
連	車 結 営 業 収 益 合 計		合 計	56, 660	_	55, 728	_	932	1.7	

物流事業セグメントの業務別営業収益

		区 分			当期(第) (平成19年4月 (平成20年3月	l61期) 月1日から 月31日まで)	前期(第) (平成18年4月 (平成19年3月	160期) 月1日から 月31日まで)	前 期 比 増 減 額 (△は減)	前 期 比 増 減 率 (△は減)	
						営業収益	構成比	営業収益	構成比	(\(\tau \) (\) (\(\tau \) (\) (\(\tau \) (\) (\(\tau \) (\(\tau \) (\(\tau \) (\(\tau \) (\) (\(\tau \) (\(\tau \)	(△ () ()
倉	盾	Ē	茅	É	務	百万円 8, 459	16. 7	百万円 7,565	15. 3 [%]	百万円 893	11. 8
港	湾	運	送	業	務	6, 583	13.0	6, 132	12. 4	450	7. 4
陸	上	運	送	業	務	28, 727	56.8	29, 099	58. 9	△ 371	△ 1.3
玉	際	輸	送	業	務	5, 180	10. 3	4, 672	9. 5	507	10.9
そ	の他	Ø	物	流業	務	1, 625	3. 2	1, 937	3. 9	△ 311	△ 16.1
物	流	事	業	合	計	50, 576	100.0	49, 407	100. 0	1, 168	2. 4

⁽注)上記の営業収益には、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は35億7千万円(支払いベース)であります。
- ② 当年度中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。
 - a) 当年度中に完成した主要設備

当社 中部支店 名古屋営業所 A号倉庫建設

(愛知県小牧市、鉄骨造ALC板張ガルバリウム鋼板折葺5階建(倉庫4階)、延床面積11,998,50㎡、平成19年6月竣工)

b) 当年度に取得した土地

当社 関西支店 ポートアイランド倉庫建設用地

(神戸市中央区、面積28,456.39㎡、平成19年6月取得)

c) 当年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社 不動産部 賃貸用オフィスビル「(仮称) 澁澤シティプレイス蛎殻町」建設工事 (東京都中央区、制震構造、鉄骨造7階建、延床面積15,475.00㎡、平成21年9月竣工予定)

d) 当年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社 中国・九州支店 新門司営業所 土地および倉庫売却

(北九州市門司区、土地面積2,215.59㎡、倉庫延床面積1,682.46㎡、平成19年5月売却)

当社 不動産部 建物撤去

(東京都中央区、澁澤蛎殻町ビル(延床面積16,510.67㎡)を再開発のため解体撤去、平成20年3月)

澁澤陸運株式会社 土地および建物売却

(栃木県小山市、土地面積4,840.17㎡、建物延床面積376.46㎡、平成19年10月売却)

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当社は、今後の設備投資等の資金調達のため、平成20年5月15日開催の取締役会において、総額100億円を上限とした国内無担保普通社債(公募債)の発行に関する包括決議を行っております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、原油高、原材料価格高を背景とした景気の減速が見られるなか、米国経済の減速や金融市場の混乱、原油高に伴うコスト増に加え、急速な円高が進むなど、景気回復を支えてきた企業収益への影響が懸念されてきており、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界におきましては、荷主企業の要請に応えるべく、さらなるサービス品質の高度化や多様化への 取組を一層強化していくことが求められております。また、不動産賃貸業界におきましては、今後も都市 部においては、テナント企業の賃貸オフィスビル需要が底堅く推移することが予測されることから、新築 大規模ビルの竣工をはじめ、既存ビルのリニューアルを含め高機能ビルの供給も増加するものと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、現在推進中の中期経営計画「SUCCESS 2008」に則り「物流事業の収益力向上」と「保有資産の有効活用」という中心的課題に継続して取り組み、企業価値の増大に努めてまいります。また、当社におきましては、本年4月より経営のさらなる効率化と組織の活性化を目指し、執行役員制度を導入するとともに、営業のより一層の拡大と現場力の強化を目的として、機構改革を実施いたしました。これにより、事業戦略をスピードをもって実現させていく所存であります。

物流事業につきましては、採算性重視の業務構成へのシフト、大型物流拠点の整備による事業拡大、現業体制の低コスト化という事業戦略のもと以下の施策を実行してまいります。

物流センターの運営におきましては、陸・海・空が一体となった高度なサービスを提供するとともに、ロー・コスト・オペレーションを確立することにより、収益基盤の強化をはかってまいります。なお、新規物流拠点の展開としましては、神戸市中央区のポートアイランドの倉庫建設予定地に、平成21年度中頃の稼働開始を目処として大型物流センターの建設計画を推進してまいります。

陸上運送業務につきましては、地場輸送の機能強化と効率的な運行の実施により採算性の向上をはかる とともに、グループ会社との連携のもと長距離輸送のフェリー航送を一層推進してまいります。

国際輸送ネットワークの強化につきましては、経済成長地域である中国・アジアに経営資源を集中し、当社グループ会社および海外有力パートナーとの関係強化を進め、国際間貨物の取扱い増大に注力してまいります。

不動産事業につきましては、当社グループが保有する資産の有効活用を基本方針として以下の課題に取り組んでまいります。

保有資産の有効活用と付加価値の最大化をはかるため、慎重に再開発対象資産の選別を行うとともに、最大の効果をもたらす再開発計画を策定してまいります。再開発に着手いたしました賃貸用オフィスビル「(仮称) 澁澤シティプレイス蛎殻町」につきましては、平成21年9月の竣工を目指し建設を推進してまいります。また、既存賃貸施設のさらなる高度利用を検討し、機能強化投資を行うとともに、プロパティ・マネジメントのスキルアップによるテナント満足度向上と維持管理費用の削減に注力することにより、収益力の強化をはかってまいります。

ゴルフ場運営につきましては、引き続き運営コストの低減に努めるとともに、営業活動の強化により、 会員や来場者の増加に努め、健全経営の維持に万全を期してまいります。

また、より堅固な経営基盤を作るため、多様な人材の確保と育成および情報化の推進に継続して注力し、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの強化を推進するとともに、内部統制システムの円滑な運用に努めてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、チャレンジ精神と創造性に溢れ、協調性に富んだ企業風土を作り、 お客様第一・現場第一・安全第一を貫徹し、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを役職員が一体となって目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

		_	ļ	期 別	第158期	第159期	第160期	第161期
区	分		_		(平成16年4月1日から) 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から) (平成20年3月31日まで)
営	業	収	益	(百万円)	53, 004	54, 065	55, 728	56, 660
経	常	利	益	(百万円)	1, 505	2, 238	2, 495	3, 258
当	期	純 利	益	(百万円)	660	△ 2,660	2, 783	994
1 核	も 当たり	り当期純	利益	(円)	8.34	△ 35.07	36. 60	13. 07
総		資	産	(百万円)	97, 296	94, 316	90, 575	83, 228
純		資	産	(百万円)	33, 675	33, 861	36, 016	33, 624

△印は、「当期純損失」および「1株当たり当期純損失」を示しております。

- (注) 1. 第159期が当期純損失となりましたのは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い減損損失等の特別損失を計上したことによるものです。
 - 2. 第160期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日) を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

		_	ļ	期 別	第158期	第159期	第160期	第161期
区	分		\		(平成16年4月1日から) 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から) 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から) 平成20年3月31日まで)
営	業	収	益	(百万円)	45, 411	46, 163	47, 342	48, 762
経	常	利	益	(百万円)	1, 334	1, 984	2, 411	3, 153
当	期紅	i 利	益	(百万円)	641	△ 2,955	1, 357	814
1 构	きょう	当期純	利益	(円)	8. 17	△ 38.85	17. 85	10.70
総	資	:	産	(百万円)	85, 046	84, 302	78, 089	71, 873
純	資	:	産	(百万円)	33, 462	33, 291	32, 759	30, 431

△印は、「当期純損失」および「1株当たり当期純損失」を示しております。

- (注) 1. 第159期が当期純損失となりましたのは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い減損損失および投資等 損失引当金繰入額等の特別損失を計上したことによるものです。
 - 2. 第160期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日) を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会	社	名		資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
							百万円	%	
澁	澤	陸	運	(株)			80	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
大	宮	通	運	(株)			45	69. 2	貨物自動車運送業、倉庫業
日	正	運	輸	(株)			100	100.0	貨物自動車運送業
北	海 澁	澤	物流	(株)			90	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
(株) ±	奇玉カン	ノトリ	リー倶き	柴 部			90	70. 0	ゴルフ場の経営および管理運営
							百万HK\$	%	
澁	澤(香	港)有	育 限 公	;司			10	100.0	輸出入貨物の取扱事業、倉庫業

- (注) 1. 大宮通運株式会社、北海澁澤物流株式会社、株式会社埼玉カントリー倶楽部および澁澤(香港)有限公司における 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。
 - 2. 当社は、大宮通運株式会社の株式を当期中に追加取得しましたので、当社の議決権比率は、前期末の66.6%から69.2%へ増加いたしました。

(7) 主要な事業内容(平成20年3月31日現在)

		区	分		主要な事業内容
			倉 庫	業務	寄託を受けた貨物の倉庫保管を行うとともに、倉入・倉出 し作業およびこれらに伴う諸作業を行う業務
			港湾運	送 業 務	港湾において船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管 およびこれらに伴う荷捌を行う業務
物	流事	業	陸上運	送 業 務	国内における貨物自動車運送業務およびこれに伴う荷捌を 行う業務
			国 際 輸	送業務	国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務およびこれらに 伴う荷捌を行う業務
			その他の	物流業務	物流施設賃貸業務、梱包、通運貨物の取扱いおよびこれら に伴う荷捌を行う業務
不	動産	事 業			オフィスビル等の賃貸、不動産管理等の業務
そ	の他	事 業			ゴルフ場運営等の業務

(8) 主要な事業所(平成20年3月31日現在)

① 当社

	名	ı	į	称			所	r đ	E	地			名		称			所	- 7	主	地	
本					社	東	京	都	中	央	X	北	関	東	支	店	埼	玉 県	しさ	V) 7	たま	井
玉	際	営	業	支	店	東	京	都	中	央	区	中	部		支	店	愛	知	県	小	牧	市
引	越	営	業	支	店	東	京	都	江	東	区	関	西		支	店	大	阪	府	大	阪	市
関		東	支		店	東	京	都	中	央	区	関西	i支店神	戸輸	出入営	業所	兵	庫	県	神	戸	市
関	東支	店横	浜 港	営業	美所	神	奈	JII J	具 横	浜	市	中	玉 •	九	州 支	店	福	岡	県	糟	屋	郡
関	東支	店千	葉港	営業	美所	千	葉	県	千	葉	市			_					-	_		

(注) 平成20年4月1日付組織改訂により、国際営業支店、関東支店、関西支店を廃止し、国際営業部、東京支店、横浜支店、大阪支店、神戸支店を新設いたしました。

② 重要な子会社

	名		称		本	< 社	上月	f t	E ‡	也		主	要	な	営	業	拠	点
澁	澤	陸	運	(株)	東	京	都	中	央	区	東京、大阪、	神经	[茶川、 軍、 山	千葉、	埼玉、	群馬、	愛知、	福井、
大	宮	通	運	(株)	埼	玉県	; ż	いけ	きま	市	埼玉							
日	正	運	輸	(株)	東	京	都	大	田	区	北海江	道、兼	折潟、	東京、	大阪、	福岡、	宮崎	
北	海 澁	澤物	流	(株)	北	海	道	札	幌	市	北海江	首						
(株) :	埼玉カン	トリー	一俱楽	部	埼	玉	県	入	間	郡	埼玉							
澁	澤(香)	港) 有	限公	司	香					港	香港							

(9) 使用人の状況(平成20年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	事	業 部	門		使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
物	济	ic	事	業	1,083名(48名)	46名増(5名減)
不	動	産	事	業	7名 (一名)	-名 (-名)
そ	の	他	事	業	46名(16名)	3名減(一名)
全	社	(共	通)	58名 (一名)	5名増(一名)
合				計	1,194名(64名)	48名増(5名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
498名	8名増	40歳4ヵ月	17年1ヵ月

(注) 使用人には出向者を含めて記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成20年3月31日現在)

	借	入	先		借	入	額
シ	ン・シ	ジ ケ ー ト	п —	ン			百万円 7,000
(株)	みず	ほコーポレ	ー ト 銀	行			3, 475
日	本	生 命 保	険	(相)			3, 100
日	本	政 策 投 資	舒 銀	行			2, 893
第	_	生 命 保	険	(相)			2, 100
(株)	埼	玉 り そ か	銀	行			1, 826
農	林	中央	金	庫			1, 237
中	央 三	E 井 信 託	銀 行	(株)			1, 089
(株)	み	ず ほ	銀	行			1, 017

⁽注)シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事とするその他8行3社によるものであります。

2. **会社の株式に関する事項**(平成20年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株

(2) 発行済株式の総数 76,088,737株 (自己株式39,823株を含む)

 (3) 単元株式数
 1,000株

 (4)株主数
 2,973名

(5) 発行済株式(自己株式を除く)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主 該当事項はありません。

(6) 主な株主の状況

株		主		名	当	社	^	の	出	資	状	況
174		±.		70	持	株		数	出	資	比	率
東京	海上	目 動 火	災保	· 険 (株)			6, 340	千株				8. 3
モルガ	/・スタンし	レーアンドカ	フンパニ	ーインク			3, 782					5. 0
清	水	建	設	(株)			3, 749					4. 9
みずほ 口 再 信	託退職給付 託 受 託 者	信託みずほ 資産管理	コーポレサ ー ヒ	イート銀行 エス信託			3, 748					4. 9
ステート	ストリート バン	ク アンド トラ	スト カン	パニー506155			3, 314					4. 4
		パニー エイブイ ソン トリーテ					2, 854					3.8
(株)	シ	• +	ホ	ー テ			2, 764					3.6
(学)	帝	京	大	学			2, 075					2. 7
中	央	不動	産	(株)			2, 058					2. 7
(株) 当	· 玉	りそ	な	銀行		_	2,000			_	_	2.6

(注) 出資比率は自己株式 (39,823株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (平成20年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

É	会社	にお	ける	5地位	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		氏	名		担当および他の法人等の代表状況等
	取	締	役	会	長	北	村	敏	夫	
*	取	締	役	社	長	犬	塚	靜	衞	
*	専	務	取	締	役	本	多	紘	[1]	管理本部長兼不動産営業本部長
*	常	務	取	締	役	井	上	博	之	ロジスティクス営業本部長
*	常	務	取	締	役	水	越	啓	蔵	ロジスティクス営業本部副本部長(中国事業統括)兼上海駐在 員事務所長、澁澤物流(上海)有限公司董事長
	常	務	取	締	役	齋	藤	秀		管理本部副本部長兼総合企画部長
	常	務	取	締	役	笠	原	伸	次	ロジスティクス営業本部副本部長(国内物流担当)兼関西支店 長
	取		締		役	下	岡		隆	管理本部財経部長
	取		締		役	薬的	币寺		徹	関東支店長
	取		締		役	駒	﨑	慶	夫	不動産営業本部不動産部長
	取		締		役	扣	賀	保	馬	ロジスティクス営業本部海外事業室長
	取		締		役	松	本	伸	也	丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士
	常	勤	監	査	役	森	田	久	雄	
	監		査		役	福	島	正	樹	
	監		査		役	須	田	光	邦	
	監		査		役	庄	籠	_	允	庄籠税理士事務所税理士
	監		査		役	齋	藤		宏	加嶋法律事務所弁護士

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しております。
 - 2. 取締役松本伸也氏は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役須田光邦、庄籠一允、齋藤 宏の3氏は社外監査役であります。
 - 4. 監査役須田光邦氏は、株式会社ユウシュウコープの特別顧問を兼務しております。
 - 5. 常勤監査役森田久雄氏は、約30年間にわたり当社の経理業務に携っており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 7. 取締役松本伸也氏は、平成19年6月28日開催の第160期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - 8. 監査役齋藤 宏氏は、平成19年6月28日開催の第160期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 - 9. 監査役加嶋昭男氏は、平成19年6月28日開催の第160期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

10. 平成20年4月1日付組織改訂を行うとともに執行役員制度を導入しております。これに伴い、取締役の担当業務に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

-			
会社における地位	氏	名	担
※専務取締役	本 多	紘 三	コンプライアンス・内部統制・不動産事業担当
※常務取締役	井 上	博 之	ロジスティクス営業・関連事業担当
※常務取締役	水 越	啓 蔵	国際営業担当
常務取締役 上席執行役員	齋 藤	秀一	管理本部長
常務取締役 上席執行役員	笠 原	伸 次	ロジスティクス営業本部長
取 締 役	下 岡	隆	財務・経理担当
取 締 役 上席執行役員	薬師寺	徹	ロジスティクス営業本部副本部長兼西日本営業部長
取 締 役 上席執行役員	駒 﨑	慶 夫	不動産営業本部副本部長兼不動産部長
取 締 役 上席執行役員	古 賀	保 馬	ロジスティクス営業本部副本部長兼国際営業部長

(注) ※印は代表取締役を示しております。

(ご参考)

上記上席執行役員以外の執行役員は、以下のとおりであります。

会	社におり	ける地位			氏	名		担	当
執	行	役	員	小	野		繁	ロジスティクス営業本部東日本営業部長	
執	行	役	員	今	井	惠	_	東京支店長	
執	行	役	員	Ш	瀬	明	夫	横浜支店長	
執	行	役	員	梅	村	雄	作	大阪支店長	
執	行	役	員	井	島		孝	神戸支店長	
執	行	役	員	池	内		健	管理本部人事部長	
執	行	役	員	Ш	上	芳	夫	管理本部総務部長	

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区		分	人	数	報	酬	等	の	額
取	締	役		12名			231官	万円	
監	査	役		5名			38≩	万円	
合		計		17名			269官	万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。
 - 3. 報酬等の額には、役員賞与22百万円(取締役12名19百万円、監査役5名2百万円(うち社外取締役1名および社 外監査役3名の合計90万円))が含まれております。
 - 4. 報酬等の額には、社外取締役1名および社外監査役3名の合計17百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係 該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役松本伸也氏は、株式会社インプレスホールディングスの社外監査役およびジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人の監督役員を兼務しております。

監査役庄籠一允氏は、株式会社アドヴァンの社外監査役を兼務しております。

監査役齋藤 宏氏は、東海運株式会社の社外監査役を兼務しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

							币	対 締	役	会 (23 回	開催)	監査役会 (14回開催)						
							出	席	口	数	出	席	率	出	席	回	数	出	席	率
取	締	役	松	本	伸	也			14	4回		73.	. 7%				_			-
監	查	役	須	田	光	邦			21	1回		91.	. 3%			13	回		92.	9%
監	查	役	庄	籠	_	允			22	2回		95.	. 7%			13	回		92.	9%
監	查	役	齋	藤		宏			15	回		78.	. 9%			10	回		100.	0%

(注) 取締役松本伸也および監査役齋藤 宏の両氏は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において新たに選任されているため、同日以降開催された取締役会、監査役会の回数に対して出席率を算出しております。

(b) 取締役会における発言状況等

- ・取締役松本伸也氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役須田光邦氏は、必要に応じて、主に大手銀行における金融関係の知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役庄籠一允氏は、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役齋藤 宏氏は、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・取締役松本伸也氏ならびに監査役須田光邦、庄籠一允および齋藤 宏の3氏は、平成19年3月30日 開催の取締役会で導入を決議し、平成19年6月28日開催の第160期定時株主総会で有効期間を平成22年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時まで更新された「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」の独立委員会の委員であります。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、現行定款第32条第2項および第41条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人(東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル)

(2) 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

27百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法第436条第2項第1号および第444条第4項に基づく監査と金融商品取引法第193条の2に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、当社都合による場合のほか、会計監査人において会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務の遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含みます。)の規定によるものに限ります。)を受けております。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員すべてが遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、平成16年10 月に「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会(委員長:取締役社長)を設置し、コンプライアンスへの取組を強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでまいります。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- i) 「行動規範」の管理と改訂
- ii) 役職員のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- iii) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- iv) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- v) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- vi)法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- vii)活動状況、決議事項および問題点の経営会議への具申と報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として環境・品質管理室を設置しており、会社に重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 文書規程および文書取扱要領に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および 管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質・災害等に関するリスクについては、それぞれの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

緊急事態が発生した場合、またはその発生が予想される場合、緊急事態対策処理規程に基づき、取締役社長が緊急事態対策本部の設置を指示し、被害対策と被害の未然防止を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。
 - i) 「職務権限・責任規程」「決裁手続規定」による重要事項の具体的判断基準の明確化
 - ii) 役付取締役を構成員とする経営会議による重要事項の審議

- iii) 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- iv) 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。 なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議の上対 応します。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重いたします。 監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役および職員は、次に定める事項を速やかに監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。
 - i) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ii) 毎月の経営状況に関する事項
 - iii) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - iv) 重大な法令違反・定款違反
 - v) ヘルプラインによる通報状況および内容
 - vi) その他取締役および職員が重要と判断した事項
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

- ⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - i) 当社とグループ各社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
 - ii) 当社の役付取締役および各連結子会社の代表取締役は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
 - iii) グループ各社の代表取締役は、関係会社報告会において、当社の役付取締役に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするもので

ある必要があると考えております。

当社が企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①物流事業と不動産事業を両輪としたビジネスモデル、②物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、③健全な財務体質、④専門性を有する人材の育成と確保、⑤取引先との信頼関係、および⑥創業以来の企業文化等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するために2006年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「SUCCESS 2008」をスタートさせ、現在これを実現するべく邁進しているところです。具体的には、物流事業戦略として、①陸上運送業務の質的転換により採算性向上をはかる、②大型物流センターの整備により、お客様の多様なニーズに対応する、③拠点の集約と再配置によるコスト削減、④物流センターを核としたサービス体制の構築と物流一括受託業務の拡大、⑤国際3PLサービスの展開を、また、不動産事業戦略としては、①時価ベースによる付加価値の有無を判断基準とする再開発対象資産の選別、②再開発計画の策定、③テナントの満足度向上とコスト削減、④ビル管理サービス業務の育成を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでいきます。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組

当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、平成19年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会までを当初の有効期間として「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議し、その後、本プランは平成19年6月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その有効期間を平成22年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとすることが決議されました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(当社取締役

会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、当該買付等の実施に先立ち、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当する買付等であると認めた場合には、独立委員会検討期間の満了前であっても、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないとの行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより行使し、当社普通株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成22年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までであり、同総会において本プランに関して株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接 具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施 された場合、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることになります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

③ 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

2006年度を初年度とする中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は平成22年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとされておりますが、当社株主総会または当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。 配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨定款に定めております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

	科目		金 額	科目	金額
	(資産の部)			(負債の部)	
流	動資	産	21, 015	流 動 負 債	18, 733
現	金及び預	金	6, 130	支払手形及び営業未払金	6, 326
受日	取手形及び取引先未り	又金	11, 483	短 期 借 入 金	8, 850
有	価 証	券	600	預 り 金	939
立.	替	金	962	未 払 法 人 税 等	114
繰	延 税 金 資	産	518	賞 与 引 当 金	564
そ	Ø	他	1, 346	役員賞与引当金	25
貸	倒 引 当	金	△ 25	そ の 他	1, 913
固	定資	産	62, 213	固 定 負 債	30, 869
有	形固定資	産	(48, 132)	長 期 借 入 金	16, 868
建	物及び構築	物	23, 905	長期預り金	9, 219
機	械装置及び運搬	具	1, 495	繰 延 税 金 負 債	713
土		地	21, 352	退職給付引当金	2, 348
コ	_	ス	795	投資等損失引当金	292
建	設 仮 勘	定	128	そ の 他	1, 425
そ	<i>o</i>	他	454	負 債 合 計	49, 603
無	形 固 定 資	産	(845)	(純資産の部)	
借	地	権	508	株 主 資 本	30, 485
そ	0	他	336	資 本 金	7, 847
	資その他の資	産	(13, 235)	資本剰余金	5, 663
投	資 有 価 証	券	10, 164	利益剰余金	16, 989
長	期貸付	金	658	自己株式	△ 14
差	入保証	金	1, 512	評価・換算差額等	2, 012
繰	延税金資	産	413	その他有価証券評価差額金	2, 115
保そ		他	560	為替換算調整勘定	△ 103
貸	倒 引 当	金	△ 74	少数株主持分 純資産合計	1, 126
資		計	83, 228	純 資 産 合 計 負 債 及 び 純 資 産 合 計	33, 624 83, 228
貝	性 宣	ĒΤ	ია, 228	貝頂双び純貝座合計	0ა, 228

連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

	T)		-			金	額	(単位・日ガ日)
	科		目		内	訳	合	計
営	業	収	益					56, 660
営	業	原	価					51, 274
	営	業 総	利	益				5, 385
販	売 費 及	び一般管理	里 費					3, 558
	営	業	利	益				1, 827
営	業	外 収	益					
	受 取	利 息 及	び 配 当	金		1, 804		
	そ	Ø		他		126		1, 931
営	業	外 費	用					
	支	払	利	息		426		
	そ	の		他		73		499
	経	常	利	益				3, 258
特	別	利	益					
	固 定	資 産	売 却	益		213		213
特	別	損	失					
	投 資	有 価 証		損		744		
	固定			損		638		
			当金繰入			292		
	減	損	損	失		38		
	ح	<i>o</i>		他		14		1,729
			当期純利					1, 743
			说及び事業			723		
		、 税 等		額		△ 7		715
		数株		益				33
	当	期純	利	益				994

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

	株	主		資	本	評価・掺	1算差額等	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	少数株主持分
前連結会計年度末残高(平成19年3月31日現在)	7, 847	5, 663	16, 603	△ 11	30, 103	4, 658	△ 19	1, 273
当連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当			△ 646		△ 646			
当期純利益			994		994			
自己株式の取得				△ 3	Δ 3			
持分法適用除外による増加			37		37			
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)						△ 2,543	△ 84	△ 146
当連結会計年度中の変動額合計	I	I	385	△ 3	382	△ 2,543	△ 84	△ 146
当連結会計年度末残高(平成20年3月31日現在)	7, 847	5, 663	16, 989	△ 14	30, 485	2, 115	△ 103	1, 126

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数……6社
 - ② 会社の名称……澁澤陸運㈱、大宮通運㈱、日正運輸㈱、北海澁澤物流㈱、㈱埼玉カントリー倶楽部、

澁澤(香港)有限公司

非連結子会社(親和物流㈱他)はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用非連結子会社の数……1社
 - ② 会 社 の 名 称……親和物流㈱

持分法を適用していない非連結子会社(中部システム物流㈱他)及び関連会社(門司港運㈱他)に対する投資については連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

なお、前連結会計年度に持分法適用会社でありました原尚澁澤物流(広州)有限公司は、実質的な影響力がなくなり、 関連会社に該当しなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、澁澤(香港)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた 重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

• 有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降の取得の建物(建物附属設備を除く)及び連結子会社の一部資産については定額法を採用しております。

•無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有 形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に 比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ32百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得金額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得金額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ34百万円減少しております。

③ 重要な引当金の計上基準

•貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

• 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

· 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

· 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

• 役員退職慰労引当金

(追加情報)

一部の連結子会社が、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給見積額を計上 しておりましたが、当連結会計年度において、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、確定した役 員退職慰労金(7百万円)の打切り支給額は、固定負債の「その他」に含めて記載しております。

• 投資等捐失引当金

子会社等への投資等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
 - ・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……長期借入金

ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれん償却に関する事項

のれん及び負ののれんは僅少なため発生年度に全額償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建物及び構築物	6,288百万円
機械装置及び運搬具	7百万円
土 地	1,286百万円
投資有価証券	3,141百万円
計	10,723百万円

② 担保に係る債務

短	期	借	入	金	3,912百万円
長	期	借	入	金	6,205百万円
割	引		手	形	38百万円
		計			10 156百万円

上記の他、投資有価証券12百万円を借地契約保証金代用証券として供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 39,176百万円

(3) 偶発債務

保証債務 1,029百万円 受取手形割引高 150百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	76, 088	-	-	76, 088
自己株式 普通株式 (注)	34	4	-	39

- (注) 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	380百万円	5円	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	266百万円	3. 5円	平成19年9月30日	平成19年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	266百万円	利益剰余金	3. 5円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額427円33銭1株当たり当期純利益13円07銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

	科目		金 額	科目	金額
	(資産の部)			(負債の部)	
流	動資	産	15, 938	流 動 負	債 14, 120
現	金及び預	金	2, 648	営 業 未 払	金 5,930
受	取 手	形	616	短 期 借 入	金 5,644
取	引 先 未 収	金	9, 531	未払	金 618
有	価 証	券	600	前 受	金 493
立.	替	金	950	預 り	金 613
未	収 入	金	862		等 86
貯	蔵	品	9		金 399
前	払費	用	241		金 22
繰	延 税 金 資	産	418		他 312
そ	Ø	他	77	固 定 負	債 27, 321
貸	倒 引 当	金	\triangle 17		金 16,071
固	定資	産	55, 934		金 4,709
有	形 固 定 資	産	(40, 121)		債 713
建		物	21, 796		金 2,014
構	築	物	399		金 2,394
機	械装	置	360		也 1,417
車	両 運 搬	具	13		計 41,441
器	具 備	品	349	(純資産の部)	
土		地	17, 072		本 28, 337
建	設 仮 勘	定	128		金 7,847
無	形固定資	産	(795)		金 5,660
借	地	権	508		金 5,660
施	設 利 用	権	99		金 14,843
ソ	フトウェ	ア・	186		金 14,843
投	資その他の資	産	(15, 017)		金 1,500
投	資 有 価 証	券	9, 736		金 1
関	係会社株	式	1,023		金 746
出	資	金	294	別途積立	金 10,000
関	係会社出資	金	49		金 2,595
長	期貸付	金	2, 583		式 △ 14
長	期 前 払 費	用	7		等 2,093
そ	Ø	他	1, 498	その他有価証券評価差額	
貸	倒 引 当	金	△ 176		計 30, 431
資	産 合	計	71, 873	負 債 及 び 純 資 産 合	計 71,873

損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

EN III						金	額	
	科		目		内	訳	合	計
営	業	収	益					
	保	管		料		4, 479		
	荷	役		料		3, 701		
	荷	捌		料		11, 392		
	陸 _	上 運	送	料		22, 902		
	物 流	施 設	賃 貸	料		700		
	不 動	産	賃 貸	料		5, 505		
	そ	Ø		他		80		48, 762
営	業	原	価					
	作	業		費		33, 087		
	賃	借		料		2, 436		
	人	件		費		1, 953		
	減(質	却	費		1,720		
	そ	の		他		4,638		43, 836
	営	美 総	利	益				4, 926
販	売 費 及 び	一般管理	里 費					3, 163
	営	業	利	益				1, 763
営		ト 収	益					
		引 息 及	び 配 当	金		1, 765		
	そ	の		他		38		1,804
営		卜 費	用					
	支	払	利	息		352		
	そ	の		他		61		414
	経	常	利	益				3, 153
特	別	利	益					
	固 定	資 産	売 却	益		66		66
特	別	損	失					
		有 価 証	券 評 価	損		733		
	固 定	資 産	処 分	損		655		
	投 資 等	損失引	当 金 繰 入	額		292		
<u></u>	そ	の		他		31		1, 713
	税引		期 純 利	益				1, 506
						691		
	法 人	税等	調整	額		1		692
	当 其	朔 純	利	益				814

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

			株	主		資	本			評価・換算 差額等
	資 本 金	資本剰余金	利	益	剰	余	金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金
		È	そ	の他	利 益	剰 余	金			
		資本準備金	配当準備 積 立 金	特別償却積 立金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
前事業年度末残高(平成19年3月31日現在)	7, 847	5, 660	1, 500	1	715	10,000	2, 459	△ 11	28, 173	4, 586
当事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△ 646		△ 646	
特別償却積立金の積立て				1			Δ 1		_	
特別償却積立金の取崩し				Δ 0			0		_	
圧縮記帳積立金の積立て					31		△ 31		-	
当期純利益							814		814	
自己株式の取得								△ 3	Δ 3	
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額 (純額)										△ 2,492
当事業年度中の変動額合計	_	l	ı	0	31	_	135	△ 3	164	△ 2,492
当事業年度末残高(平成20年3月31日現在)	7, 847	5, 660	1, 500	1	746	10,000	2, 595	△ 14	28, 337	2, 093

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法) によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)によっております。
 - ・時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて 入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については、 定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の 法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19百万円減少しております。

(追加情報)

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ27百万円減少しております。

② 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 投資等損失引当金

子会社等への投資等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段………金利スワップ
 - ・ヘッジ対象……長期借入金
- ③ ヘッジ方針

将来の金利上昇リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建		物	6,130百万円
構	築	物	64百万円
機	械 装	置	7百万円
土		地	87百万円
投	資有価証	E券	3,141百万円
	計		9,430百万円

(2)

担保に係る債務	
短期借入金	3,544百万円
長期借入金	6,071百万円
割引手形	14百万円
計	9,629百万円

上記の他、投資有価証券12百万円を借地契約保証金代用証券として供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

30,116百万円

(3) 保証債務

2,738百万円

(4) 受取手形割引高

87百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権	短	期	44百万円
	長	期	2,640百万円
関係会社に対する金銭債務	短	期	1,539百万円
	長	期	33百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益のうち 285百万円 営業費用のうち 9,980百万円 営業取引以外の取引高 191百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株	式	の種	類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	34千株	4千株		39千株

(注) 自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

差引繰延税金負債(固定)(△)の純額

繰延税金資産 (流動)

术是优显真压(M3/			
未払事業税・事業所税		29百万円	
賞与引当金繰入限度超過額		162百万円	
未払社会保険料		22百万円	
倉庫建物解体工事費用		154百万円	
その他		50百万円	
繰延税金資産(流動)合計		418百万円	
操延税金資産(固定)			
貸倒引当金繰入限度超過額		68百万円	
退職給付引当金繰入限度超過額		817百万円	
投資有価証券評価損否認		82百万円	
関係会社株式評価損否認		18百万円	
ゴルフ会員権評価損否認		12百万円	
減価償却費限度超過額		95百万円	
減損損失		656百万円	
投資等損失引当金		972百万円	
その他		178百万円	
繰延税金資産(固定)小計		2,903百万円	
評価性引当額	Δ	1,756百万円	
繰延税金資産(固定)合計		1,147百万円	
操延税金負債 (固定)			
その他有価証券評価差額金	\triangle	1,349百万円	
圧縮記帳積立金	\triangle	510百万円	
特別償却積立金	Δ	1百万円	
繰延税金負債(固定)合計	Δ	1,861百万円	

713百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、倉庫設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース 契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	住 所	資 本 又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所 有(被所有) 割 合	関係の等	内 事 業 上 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
								陸上運送・ 引越業務他 (注)1	5,042百万円	営業未払金	904百万円
子会社	澁澤陸運(株)	東京都中央区	80百万円	陸上運送業	(所有) 直接 100.0%	役員3名 出向7名	当社の陸上運 送の下請等	資金の貸付 (注) 2	-	長期貸付金	828百万円
								債務保証 (注)3	1,285百万円	-	_

- (注) 1. 取引条件については、市場の実勢価格等を勘案して決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 - 3. 銀行借入(1,285百万円)につき債務保証を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 400円15銭

1株当たり当期純利益 10円70銭

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

 常勤監査役
 森田
 久雄

 監査
 役
 福島
 正樹
 印

 監査
 役
 須田
 光邦
 印

 監査
 役
 庄籠
 一允
 印

 監査
 役
 齋藤
 宏印

(注) 監査役須田光邦、庄籠一允、齋藤 宏の3氏は社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上企業体質の一層の強化・充実を進め、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましては、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本方針としております。

第161期期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき3円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は266,171,199円となります。 これにより、中間配当(1株につき3円50銭)と合わせまして、年間配当は、当社普通株式1株につき7円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成20年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、平成20年4月1日から執行役員制度を導入し、取締役会の運営の効率化をはかるとともに、 意思決定の充実化と監督機能の強化をはかることといたしました。

これに伴い、定款第21条に定める取締役の員数を、「15名以内」から「12名以内」に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変	更	案
第21条(員	数)			第21条(員	数)	
当会社の取締	役は、 <u>15</u> 名以	内とする。		当会社の取締行	役は、 <u>12</u> 名以内とする。	

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役12名全員が任期満了となります。これに伴い、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	犬 塚 靜 衞 (昭和19年) 5月8日生)	昭和42年4月 当社入社 平成10年6月 取締役人事部長 平成14年6月 常務取締役管理本部人事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部副本部長 平成15年6月 常務取締役管理本部長 平成16年6月 取締役社長(現任)	29,000株
2	本 多 紘 三 (昭和19年) (1月1日生)	平成9年5月 株式会社第一勧業銀行本店審議役 平成9年6月 当社取締役国内営業部営業担当 平成10年7月 取締役営業管掌副社長補佐 平成10年10月 取締役営業第三部長 平成13年6月 取締役営業第三部長兼情報システム部長 平成13年4月 取締役業務本部副本部長 平成13年6月 常務取締役業務本部長 平成15年7月 常務取締役業務本部長兼不動産営業本部長 平成16年6月 専務取締役管理本部長兼業務本部長兼不動産営業本部長 平成16年10月 専務取締役管理本部長兼不動産営業本部長 平成20年4月 専務取締役コンプライアンス・内部統制・不動産事業担当(現任)	14,000株
3	井 上 博 之 (昭和19年) (11月1日生)	昭和43年4月 当社入社 平成14年6月 取締役業務本部企画部長 平成15年4月 取締役大阪支店長 平成16年6月 常務取締役大阪支店長 平成16年10月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成17年4月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業本部長 平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業・関連事業担 当(現任)	13,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	齋 藤 秀 一 (昭和21年) 7月13日生)	昭和44年4月 当社入社 平成16年6月 取締役管理本部総合企画部長 平成18年6月 常務取締役管理本部副本部長兼総合企画部長 平成20年4月 常務取締役上席執行役員管理本部長(現任)	11,000株
5	笠 原 伸 次 (昭和22年) 4月23日生)	昭和45年4月 当社入社 平成15年6月 取締役神戸支店長 平成17年4月 取締役大阪支店長 平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成18年7月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長 (国内物流担当)兼関西支店長 平成20年4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業 本部長(現任)	15,000株
6	薬 師 寺 徹 (昭和22年) 2月3日生)	昭和44年4月 当社入社 平成15年4月 参与横浜支店長 平成16年6月 取締役横浜支店長 平成18年7月 取締役関東支店長 平成20年4月 取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部 副本部長兼西日本営業部長(現任)	13,000株
7	駒 崎 慶 夫 (昭和22年) (10月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成17年4月 東京支店長 平成18年6月 取締役東京支店長 平成18年7月 取締役不動産営業本部不動産部長 平成20年4月 取締役上席執行役員不動産営業本部副本部長 兼不動産部長(現任)	6,000株
8	古 賀 保 馬 (昭和23年) (11月4日生)	平成15年5月株式会社みずほ銀行国際業務部顧問平成17年9月当社理事ロジスティクス営業本部中国・アジア部長平成18年6月取締役ロジスティクス営業本部中国・アジア部長平成18年7月取締役ロジスティクス営業本部海外事業室長平成20年4月取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長兼国際営業部長(現任)	9,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
9	松 本 伸 也 (昭和34年) (8月12日生)	昭和62年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所 平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー(現任) 平成13年6月 株式会社インプレス(現・株式会社インプレスホールディングス)監査役(現任) 平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法 人監督役員(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)	_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 松本伸也氏は、社外取締役の候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者とした理由 松本伸也氏は、昭和62年弁護士登録以来約20年間にわたり多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経 営体制の確立等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - 4. 社外取締役としての適格性があると判断した理由 松本伸也氏は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統制に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で1年となります。
 - 6. 責任限定契約について 当社と松本伸也氏との間では、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定 契約を継続する予定であります。

その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第 423条第 1 項の賠償責任を負うものとしております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役森田久雄、福島正樹および庄鑵一允の3氏は、それぞれ本総会終結の時をもって任期満了となりま す。これに伴い、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名 (生年月日)		略歴、地位	および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	森 (田 久 昭 和 12 年 6月25日生)	雄	昭和31年4月 平成8年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年6月	当社入社 取締役財経部長 取締役管理本部副本部長 顧問 監査役(現任)	17,000株
2	※ 井	関 義 (昭和16年) (8月23日生)	勝	昭和36年9月 平成6年10月 平成13年4月 平成13年9月 平成14年10月 平成16年7月	当社入社 東部支店長 横浜支店長 理事横浜支店長 理事 (システム物流株式会社代表取締役) 理事 (大宮通運株式会社代表取締役) (現任)	11,000株
3	庄 (籠 一 (昭和14年) (7月19日生)	允	昭和34年4月 平成9年7月 平成10年7月 平成10年8月 平成13年6月 平成16年6月	熊本国税局入局 東京国税局調査第四部長 東京国税局退局 庄籠税理士事務所開業(現任) 株式会社アドヴァン監査役(現任) 当社監査役(現任)	_

- (注) 1. ※印は新任候補者を示しております。
 - 2. 候補者井関義勝氏は、大宮通運株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間に倉庫部門および陸上運送部門に属する営業取 引があります。
 - 3. 候補者井関義勝氏は、平成20年6月23日付をもって大宮通運株式会社の代表取締役を退任する予定であります。
 - 4. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 5. 候補者庄籠一允氏は、社外監査役の候補者であります。
 - 6. 社外監査役候補者とした理由
 - 圧籠一允氏につきましては、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験等を当社の監査に反映していただくた め、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 7. 社外監査役としての適格性があると判断した理由

 - 圧籠一允氏は、直接会社経営に関与した経験はございませんが、税務関係の実務を通じて培れた豊富な経験があり、コンプライ アンス強化を中心とした企業統制に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行してい ただけるものと判断します。
 - 8. 庄籠一允氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で4年となります。
 - 9. 責任限定契約について
 - 当社と庄籠一允氏との間では、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定 契約を継続する予定であります。
 - その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 - 社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第 423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

以上

メ モ 欄

......

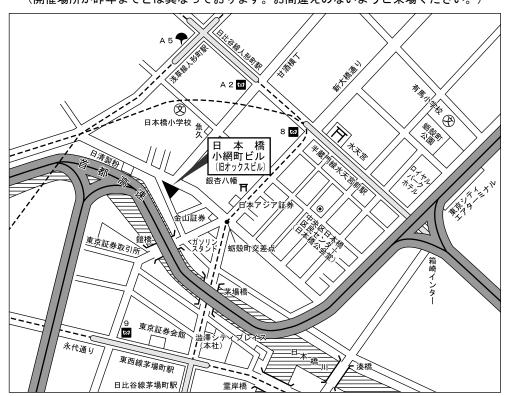
定時株主総会会場ご案内図

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町13番7号

日本橋小網町ビル (旧オックスビル) 6階 会議室

ご案内 (03)3660-4040

(開催場所が昨年までとは異なっております。お間違えのないようご来場ください。)



東京メトロ 東西線/日比谷線・茅場町駅より徒歩6分(No.9出口) 東京メトロ 半 蔵 門 線・水天宮前駅より徒歩5分(No.8出口) 東京メトロ 日 比 谷 線・人形町駅より徒歩4分(No.A2出口) 都営地下鉄 浅 草 線・人形町駅より徒歩6分(No.A5出口)